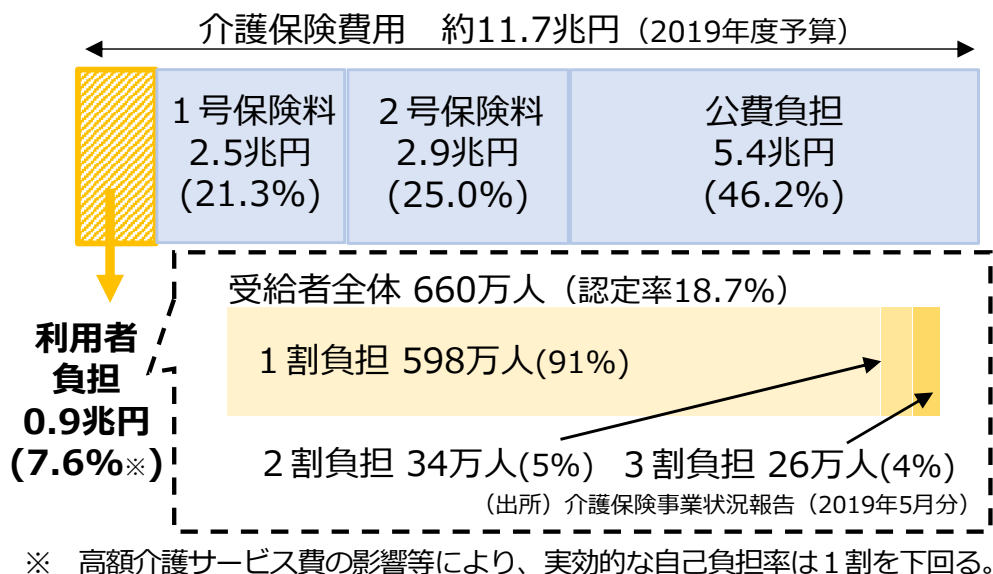


利用者負担の更なる見直し

【論点】

- 介護保険の財源構造は、原則 1 割の利用者負担を求めた上で、残りの給付費を公費と保険料で半分ずつ負担する構造であり、保険料は65歳以上の者（1号被保険者）と40～64歳の者（2号被保険者）により負担されている。
- 今後、介護費用は経済の伸びを超えて大幅に増加することが見込まれる中で、若年者の保険料負担の伸びの抑制や、高齢者間での利用者負担と保険料負担との均衡を図ることが必要。

◆ 利用者負担の現状



◆ 利用者負担の区分

1割負担	下記以外の者
2割負担	合計所得金額 160万円以上の者 (単身で年収+その他合計所得金額280万円以上 (夫婦世帯: 346万円以上))
3割負担	合計所得金額 220万円以上の者 (単身で年収+その他合計所得金額340万円以上 (夫婦世帯: 463万円以上))

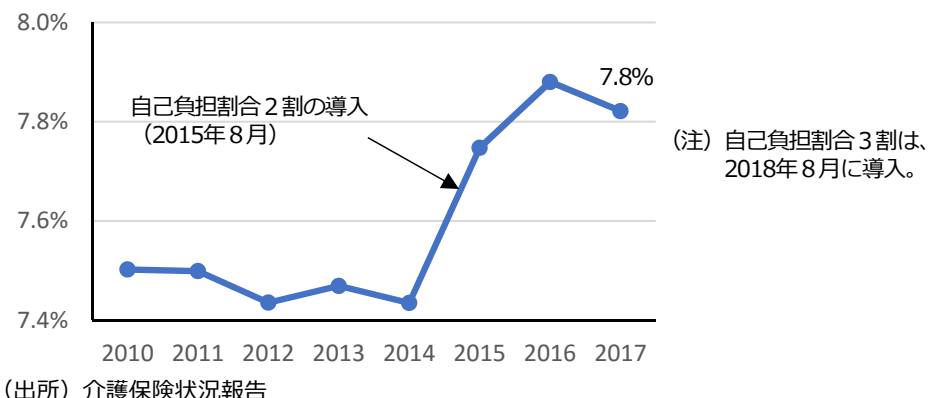
◆ 保険料負担の見通し

※2018年度賃金換算

	2018年度	2025年度	2040年度
1号保険料	約5,900円	約7,200円	約9,200円
2号保険料 (市町村国保)	約2,800円	約3,500円	約4,400円

(出所) 「2040年を見据えた社会保障の将来見通し (議論の素材)」
(内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省 2018年5月21日)

◆ 実効的な自己負担率 (利用者負担/総費用) の推移



※ 諸外国の実効的な負担率 (利用者負担/総費用) は、ドイツが約 3 割、韓国が約 2 割。

【改革の方向性】 (案)

- 制度の持続可能性や給付と負担のバランスを確保し、将来的な保険料負担の伸びの抑制を図る観点から、介護保険サービスの利用者負担を原則 2 割とすることや利用者負担 2 割に向けてその対象範囲の拡大を図るなど、段階的に引き上げていく必要。